

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

(1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備については、通信事業者への譲渡を可能とするとともに、維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。

また、情報通信格差是正事業補助金等を活用して整備した地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（都市自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器の更新、ケーブルテレビ施設での、HFC方式からFTTH方式への更新整備等に対し、財源措置を講じること。

(2) 情報通信基盤の整備を促進するため、民間事業者による、第4世代携帯電話網を含む超高速情報通信網の整備について、支援措置を拡充すること。

さらに過疎地においても、超高速ブロードバンドサービスを提供するための設備を設置できるよう、情報通信利用環境整備推進交付金については、審査基準要件を緩和すること。

(3) 携帯電話事業者に対して、中継基地局等の整備に当たっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知すること。

2. 地上デジタルテレビ放送を全ての市民が受信できるようにするため、国または放送事業者が事業主体となり、中継局の整備並びに共聴施設の整備・改修など受信環境整備を促進するとともに、過疎地等における共聴施設等の整備に伴い必要となった電柱共架料について、負担軽減措置を講じること。

また、今後、新たに難視聴世帯が認められたときに備え、共聴施設新設及び個別受信対策に係る支援制度を継続すること。

3. 地域経済の活性化に関する、地域の産学官が連携・協働して実施するICTを活用した取組みに対し、知見・ノウハウの提供、ネットワークづくりの推進等を含め、総合的に支援すること。